明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（**文部科学**三三）　二

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**八〇）

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**六〇二、六〇三、六〇七、六〇九～六一一）　九二

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六〇四～六〇六、六〇八）　九三

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第三条第三号の規定に基づき、居住者以外の者が主として利用していると認められるものを定める件（**国土交通**一三七六）

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第七条第一項第二号の規定に基づき、壁を有しないことその他の高い開放性を有するものを定める件（**同**一三七七）

〔公　告〕

裁判所

諸事項

破産、免責、再生関係　九四